

千葉市シェアサイクル実証実験 仕様書

1 事業の目的

シェアサイクルの導入検討にあたり、利用状況、適切な自転車の台数、回遊性の向上、交通行動の変化、サイクルポートの配置、事業の採算性等について検証し、自家用車及び公共交通機関を代替・補完する新たな都市の交通システムとして、シェアサイクルの有効性及び課題を明らかにすることを目的とする。

2 実施期間

平成30年3月から平成31年9月30日まで（予定）

3 実施エリア

千葉都心エリア（JR千葉駅を中心とする概ね半径2kmのエリア）及び幕張新都心エリア（JR海浜幕張駅を中心とする概ね半径2kmのエリア）

※両エリアでの事業実施を条件とし、一方のエリアのみでの実施は認めない。

※各エリアの詳細な実施範囲は提案での評価項目となるが、詳細は千葉市と協議の上決定する。

※各エリアの範囲は、募集時における凡その範囲を示したものであり、期間中の経営状況を判断し、実施エリアを拡大しても差し支えない（両エリアの相互乗り入れも可とする）。

4 役割分担

（1）千葉市

- ・実施主体
- ・実証実験全体の総括
- ・公共用地でのサイクルポート用の公有財産の確保（使用承認・占用手続き含む）
- ・関係事業者（タクシー、バス事業者、地元自治会等）との調整
- ・市民への周知・広報（千葉市ホームページ、市政だより、twitter等）

（2）事業者

- ・運営主体
- ・施設及び器材（自転車、サイクルポート等）の整備・維持管理と実証実験終了後の現状回復
- ・事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情対応等）
- ・違法駐輪対策
- ・公有財産以外でのサイクルポートの確保
- ・利用者への周知・広報
- ・各種データの収集・整理と千葉市への提供

- ・満足度や交通行動の変化等に関する利用者へのアンケート調査の実施
- ・事業報告

5 補助金、費用

- ・本事業の運営に要する費用はすべて事業者の負担とし、千葉市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。
- ・千葉市所有の公有財産の使用に係る使用料については、免除する。
- ・千葉市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 58 年条例第 9 号）第 11 条及び第 12 条の規定により、事業に使用する自転車が移動・保管された場合の費用は、事業者の負担とする（2,000 円/台）。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任を持って対応処理すること。

6 料金、付帯事業、収支

- ・公共交通機関を代替・補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。
- ・デポジット料金を徴収する場合、事業期間の終了などを理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。
- ・本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に千葉市と協議の上、承認を得ること。
- ・独立した事業として採算が取れるよう運営すること。

7 利用方法

- ・利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- ・利用者の個人認証を行うこと。
- ・市内在住者、通勤・通学者、来街者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。

8 自転車・サイクルポートの仕様

- ・自転車やサイクルポートは、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- ・千葉市が指定する公有財産にサイクルポートを設置する場合、自転車 1 台につき 1 機のラックを設置すること（詳細は「千葉市シェアサイクル実証実験公共用地サイクルポート候補地一覧」参照）。
- ・サイクルポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ・サイクルポートは設置及び撤去が容易なものとする。

- ・ サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- ・ 自転車及びサイクルポートは、技術力を持ったものが定期的にメンテナンスを行うこと。
- ・ 実証実験終了後は、事業運営のために設置したサイクルポート、その他の設備を撤去し、現状回復を行えること。

9 サイクルポート候補地

- ・ 事業開始時点で、千葉市が提供するサイクルポート候補地は 111 か所とする（詳細は「千葉市シェアサイクル実証実験公共用地サイクルポート候補地一覧」参照）。但し、このサイクルポート候補地は、設置を確約するものではなく、土地所有者・所管部署と詳細な調整が必要となる場合がある。
- ・ 実施期間中、千葉市に対し、公有財産を使用したサイクルポートの設置の提案を行うことも可能とする。
- ・ 県所有施設（県庁、幕張メッセ、幕張海浜公園など）及び民間施設（イオンモール幕張新都心）については、千葉市で調整を行っていることから、応募者がこれらのサイクルの設置についての調整・交渉を行う必要は無い。
- ・ サイクルポート候補地には基本的に電源がないため、電気使用にあたっては電力会社との協議が必要となる。
- ・ 実証実験開始後に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要がある場合は、事前に千葉市と事業者で協議を行う。
- ・ 事業者が千葉市の公有財産を使用して、サイクルポートを設置した場合において、公共施設の利用者への支障が生じた時は、当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。

10 運営方法

- ・ 事業の運営にあたっては、運営組織を設置し、円滑な運営を心がけること。
- ・ 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- ・ 配置している自転車に偏りが生じた場合は、台数を平準化するために、サイクルポート間で自転車の再配置を行うこと。また、自転車が放置された場合は、速やかに回収すること。
- ・ サイクルポートに本事業と関係ない自転車が止められないよう配慮するとともに、止められていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- ・ 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ・ 利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入すること。
- ・ 利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- ・ 利用者には交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- ・ 自転車の防犯・盗難対策を行うこと。
- ・ 千葉市の公有財産を使用して、サイクルポートを設置した場合において、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。

11 結果報告

- ・事業者は、実施・利用状況、交通データ、その他の事業運営に係るデータを収集し、千葉市に提供すること。
- ・事業者は、必要に応じて利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、調査結果を千葉市に報告すること。
- ・事業者は、下記報告書を千葉市に提出すること

| 報告書 | 提出時期 | 内容 |
|-------|-------------------|-----------------------------------|
| 定期報告書 | 各四半期終了から 30日以内 | 四半期毎の実施・利用状況 |
| 中間報告書 | 平成31年4月末 | 平成31年3月までの実施・利用状況、収支、各種データ、課題・問題点 |
| 最終報告書 | 終了後30日以内 | 実証期間すべての実施・利用状況、収支、各種データ、課題・問題点 |

12 スケジュール

| | |
|------------|------------------|
| 募集要項の配布 | 平成29年11月17日（金）から |
| 参加意向申出書の受付 | 平成29年11月30日（木）まで |
| 質問書の受付 | 平成29年12月7日（木）まで |
| 質問書の回答 | 平成29年12月11日（月）まで |
| 企画提案書の受付 | 平成29年12月19日（火）まで |
| プレゼンテーション | 平成29年12月26日（火） |
| 審査結果通知 | 平成30年 1月中旬（予定） |
| 協定締結 | 平成30年 1月下旬（予定） |
| 事業準備 | 平成30年 3月上旬まで（予定） |
| 事業開始 | 平成30年 3月中旬（予定） |

以上